

別紙

諮問第 1 1 7 2 号

答 申

1 審査会の結論

「築地市場の〇〇仲卸業者〇〇が平成26年度に提出した貸借対照表」ほか5件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。）に基づき、開示請求者が行った「築地市場の〇〇仲卸業者『〇〇』が平成26年度、27年度、28年度にそれぞれ提出した『貸借対照表』『損益計算書』の写し。（東京都中央卸売市場条例第33条に定める事業報告書として提出されたもの）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都知事（以下「都知事」という。）が平成30年3月23日付けで行った一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）について、条例15条1項に規定する第三者である審査請求人が、これを取り消すことを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書における主張

(ア) 実施機関は、審査請求人が、東京都中央卸売市場条例（昭和46年東京都条例第144号。以下「卸売市場条例」という。）33条に基づき、提出が義務付けられている事業報告書（決算書類を含む。以下「本件書類」という。）を実施機関へ提出したことをもって、これが開示請求の対象となる公文書に当たると判断しているようである。しかしながら、審査請求人を含めた築地市場の業者に対しては、これまで本件書類を提出することによって、本件書類が開示請求の対象となることについて

の説明が全く行われていない。このような中、今般、条例6条1項の規定に基づき、事業報告書に添付し提出している「貸借対照表」及び「損益計算書」（以下「本件開示書類」という。）について開示請求が行われ、その一部について開示決定が出されていることは、全く理解できない。本件書類を開示することは、審査請求人のみならず、本件書類が開示されないことについて信頼を有する他の築地市場の業者においても、本件書類を提出することについて消極的な態度を招来するものであり、ひいては実施機関と築地市場の業者との信頼関係を破壊するおそれすらあると言える（なお、条例7条7号）。

(イ) 開示請求者が誰なのか知らされず、かつ開示請求の目的についても明示されていないため、開示決定どおり、貸借対照表の要旨及び損益計算書の項目のみの内容であったとしても開示されたとなると、その情報がどのような使われ方をするのか全く予想ができない。そのため、使われ方によっては、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが高いと言わざるを得ない。

(ウ) 審査請求人は、卸売市場条例に基づき、都知事に対し、本件書類を提出しているが、その使用目的については、仲卸業者が開設者である実施機関の許可のもと中央卸売市場内で仲卸業務を営んでいることから、実施機関が仲卸業者の業務並びに財務の状況等を把握し、仲卸業者の業務運営の適正化と財務の健全化を図り、もって生鮮食料品等の流通の円滑化に資することに限られるものと解され、審査請求人もそのような理解のもとにこれまで提出をしてきている。そのため、第三者である開示請求者（しかも誰であるか分からない）への開示は、卸売市場条例の規定に照らしても明らかに目的外使用に該当すると思われ、実施機関と審査請求人を含めた市場業者の信頼を損なう行為と言わざるを得ない。

(エ) 実施機関は、開示決定の理由として、会社法（平成17年法律第86号）440条及び会社計算規則（平成18年法務省令第13号）88条から94条の規定の存在をもって、審査請求人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的地位を損なうとは言えない旨判断している。

しかしながら、会社法440条では、株式会社は定例株主総会の終結後遅滞なく、

貸借対照表を公告しなければならないことになっており、審査請求人の場合には、定款上、官報にて公告することになっていることから、会社法上の規定（440条2項及び939条1項1号）に照らしても、貸借対照表の要旨を官報において公告することで足りるということになる。そのため、同法は、官報での公告という方法以外で第三者に開示されることまで要請しているものとは言えず、したがって、これ以外の方法で公開されることは容認できない。

また、損益計算書については、会社計算規則で表示すべきとしている項目のみ開示するということになっているが、会社法2条6号の規定からすれば大会社に該当しない審査請求人の場合、同法440条では、損益計算書の公告義務はないことになる。そして、会社計算規則において、損益計算書に表示しなければならない科目を定めているのであれば、審査請求人の損益計算書の科目名を開示する必要はなく、同計算書の項目のみとはいえ、開示することに合理的な理由はない。

(オ) 以上のように、実施機関のなした開示決定に不服があるため、審査請求をする次第である。

イ 意見書における主張

(ア) 実施機関は、本件対象書類が「公文書」に該当し、また条例上の非開示情報に該当しないこと、卸売市場条例33条の規定により提出が義務付けられているが、卸売市場条例には提出された事業報告書の開示を禁止する規定は存在しないことを理由に、本件対象文書の開示は条例に基づいた適切な行為である旨主張する。

この点、条例が、国民の知る権利をその制定根拠とするものであり、都民が都政に関する情報にアクセスし、もって都政への参加を進めることをその立法趣旨としていることからすれば、上記「公文書」の範囲はできる限り広く解されるべきであるし、また、反面として条例7条各号に掲げられる非開示情報の範囲はできる限り狭く解されるべきであるとも思われる。

しかしながら、条例の立法趣旨が、都政に関する情報へのアクセスを確保することで、都民の都政への参加を進めることにあるとすれば、個別の都民（又は法人）に関する情報については、条例7条各号に掲げられる非開示情報に形式的に該当しなくとも、個別の都民（又は法人）の権利又は法律上保護される利益との関係で、

条例の立法趣旨に反しない限り、開示対象としては限定的に解されるべきである。

具体的には、卸売市場条例 33 条が、仲卸業者に対し、事業報告書の提出を義務付けている趣旨は、仲卸業者の運営状況を財務の面から確認することにより、中央卸売市場において、「取引業務及び施設利用の適正化等を図ることにより、生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、もって都民の生活の安定に資する」ことにある。上記立法趣旨からすれば、仲卸業者が適正に運営されているか否かを財務面から確認するとの視点は、第一次的な要請であるとは思われないのであるから、当該判断が適正になされているのか否かを都民において確認するために、その原資料を公開するとの利益は、法人に保障される財産権との対比でいえば、当然に劣後すべきものであると思われる。すなわち、都民は、都政が中央卸売市場において、都民の生活の安定に資するよう、いかなる施策を施しているかをチェックするためには、個別の仲卸業者の事業報告書を確認する必要があるとはいえず（しかも本件でいえば、個別の仲卸業者の市場における行為が問題となっているものでもない）、これを非開示としたとしても、条例において果たされるべき利益は確保されていると言えるということである。

当該考え方からすれば、卸売市場条例において、卸売業者が都に対して提出した事業報告書の開示を禁止する規定を置いていない状況は、卸売業者の財産権を侵害しているものと評価できるのであり、よって、実施機関が述べる「卸売市場条例には提出された事業報告書の開示を禁止する規定は存在しない」との理由により、事業報告書の開示を認める姿勢は、条例を形式的に適用することにより、卸売業者の財産権を侵害するものと言えるのである。したがって、本件対象文書は、そもそも「公文書」ということはできず、又は「公文書」に該当するとしても、上記観点からすれば法人の「競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるものと認められる」として、非開示とすべきである。

なお、実施機関は、会社計算規則 88 条ないし 94 条において、損益計算書において表示されなければならない科目を定めていることからすれば、事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうとは言えない旨主張する。そのため、上記の論理に従ったとしても、本件対象文書を開示したとしても、審査請求人の利益が侵害されることはないのであるから、上記審査請求人の主張は認められない旨再反論することが考えられる。しかしながら、上述のように、法人においても

財産権が保障され、さらには、法人においては損益計算書における具体的な数字以外においても、これを第三者に知られたくないとの利益は保護されるに値するものである。したがって、仮に会社計算規則において、損益計算書に表示されなければならない科目を定めていたとしても、そのことをもって、事業者の利益を損なうとは言えないとすることはできないのである。

(イ) 実施機関は、条例には、開示請求者が開示請求の目的を明らかにするという規定は存在しないため、審査請求人の開示の目的について明示されていないとの主張は法的根拠を欠いている旨主張する。

確かに、条例において、開示請求者の目的を明らかにするとの規定は存在せず、開示請求者においては、「公文書」に該当する限り、いかなる情報の開示も請求できると解すべきとも思われる。

しかしながら、仮に形式的には法の執行上問題がないとしても、これが濫用的になされた場合に弊害が生じ得ることは明らかである。

上述のように、条例の立法趣旨は、都民が都政に関する情報にアクセスし、もって都政への参加を進めることにある。とすれば、仮に開示請求者が、中央卸売市場の移転等に関連して、都政に関する情報にアクセスすることを目的としているとしても、審査請求人という個別の卸売業者の貸借対照表及び損益計算書の開示を求め必要性はない。開示請求者は、「開示請求に係る公文書の件名又は内容」において、「築地市場の〇〇仲卸業者『〇〇』』として、審査請求人を名指ししているのである。当該記載からすれば、開示請求者においては、上記条例の趣旨から開示請求をしたものではなく、もっぱら審査請求人の営業上の秘密を探索するために、条例の制度を利用していることは明らかである。

(ウ) 審査請求人は従来から、実施機関の職員や、組合との関係も含め、中央卸売市場の運営についてできる限りの協力をしてきたつもりである。本件対象文書は、審査請求人においては開示を望まないものではあるものの、実施機関において中央卸売市場の運営等に必要なものであり、第三者への開示が予定されていないものと考えたからこそ提出してきたものである。審査請求人は、実施機関に対して上記の信頼を持っていたのであり、当該信頼関係は、本件対象文書の開示において考慮すべき

であり、当該事情を考慮しない場合は、今後の事業報告書等の提出を萎縮する効果を生じさせ、ひいては中央卸売市場の運営にも支障を来たすおそれがないとは言えないのである。

よって、審査請求人は、本件処分の審査を求めるものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

(1) 一部開示を決定した理由

条例7条3号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるものを非開示情報と定めている。

本件文書はともに法人の経営状態に関する情報や内部管理に関する情報が記載されており、これらの情報を分析することによって、当該法人の経営状況を把握することが可能になる。一方で、株式会社においては会社法440条により貸借対照表の公告義務が課せられているため、公告の範囲内で公にしたとしても競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうとは言えない。

また、会社計算規則88条から94条では損益計算書に表示しなければならない科目を定めているため、科目名を公にしたとしても前述した地位を損なうとは言えない。

したがって、本件文書のうち、貸借対照表については会社法で公告すべきとしている項目や金額を、損益計算書については会社計算規則で表示すべきとしている項目を開示することとし、その他の部分は非開示とする。

(2) 審査請求人の主張に対する弁明

ア 審査請求人の主張は、次の理由から、本件処分の取消しを求めるというものである。

(ア) 本件文書を含む事業報告書を実施機関へ提出することによって、当該書類が開示請求の対象となることについて、審査請求人を含めた築地市場の業者に対しての説明が全く行われていない。事業報告書に添付した本件文書を開示することは、審査請求人のみならず、他の築地市場の業者においても、事業報告書を提出することに

対して消極的な態度を招来するものであり、実施機関と築地市場の業者との信頼関係を破壊するおそれがある。

(イ) 開示請求者及び開示請求の目的が明示されていないため、開示される情報がどのような使われ方をするのか全く予想ができず、使われ方によっては、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが高いと言わざるを得ない。

(ウ) 本件文書を含む事業報告書の使用目的は、実施機関が仲卸業者の業務及び財務の状況等を把握し、仲卸業者の業務運営の適正化と財務の健全化を図り、もって生鮮食料品の流通の円滑化に資することに限られるものと解される。そのため、第三者への開示は、条例の規定に照らしても明らかに目的外使用に該当し、審査請求人を含めた市場業者と実施機関との信頼を損なう行為と言わざるを得ない。

(エ) 貸借対照表については、会社法上の規定に照らしても、その要旨を官報で公告することで足りるが、これ以外の方法で第三者に開示されることまでは要請しているものとは言えない。

また、損益計算書については、大会社に該当しない審査請求人の場合、損益計算書の公告義務はない。会社計算規則において、損益計算書に表示しなければならない科目を定めているのであれば、審査請求人の損益計算書の科目名を開示する必要はなく、項目のみとはいえ、開示する合理的な理由はない。

イ しかしながら、審査請求人の主張については、次の理由から反論する。

(ア) 条例2条2項では、この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいうとしている。本件文書を含む事業報告書は、実施機関の職員が取得した文書であり、仲卸業者の財務状況等を把握するために組織的に用いているものであることから、公文書に該当し開示請求の対象となる。本件文書を含む事業報告書が開示請求の対象となることについては、条例の制定により広く周知されているものと考えられ、説明が全く行われていないという審査請求人の指摘は当たらない。

また、条例7条7号では、第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないことを条件で任意に提供した情報については開示の対象外としている。本件文書を含む事業報告書は、卸売市場条例33条の規定により提出が義務付けられていることから、条例7条7号には該当せず、同条同号を根拠とした信頼関係を破壊するおそれがあるという審査請求人の主張は妥当ではない。

(イ) 開示請求者の氏名等は東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「個人情報保護条例」という。）の定める「保有個人情報」に該当し、同条例7条2項において、実施機関は保有個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の保有個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないとされている。保有個人情報の漏えい防止の観点から、開示請求者の情報を審査請求人に伝えないことは妥当である。

また、条例では、開示請求者は開示請求の目的を明らかにする必要があるという規定は存在しないため、審査請求人の開示請求の目的について明示されていないという主張は法的根拠を欠いている。

さらに、条例7条では、同条1号から9号のいずれかに該当する情報（以下「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとしている。法令の範囲内で本件文書の一部を公にしたとしても、それらは法令の定めによって公開されるべき情報であるため、同条例で定める非開示情報には該当しない。したがって、審査請求人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが高いという審査請求人の主張は妥当ではない。

(ウ) 本件文書を含む事業報告書は、実施機関に提出されると同時に、上記イ（ア）でも述べたように公文書に該当するため、開示請求の対象となる。

また、本件文書を含む事業報告書は、卸売市場条例33条の規定により提出が義務付けられているが、同条例には提出された事業報告書の開示を禁止する規定は存在しない。したがって、本件処分は条例に基づいた適切な行為であり、目的外使用に該当すると思われ信頼関係を損なう行為であるという審査請求人の主張は妥当ではない。

(エ) 貸借対照表の公告を官報により行っているとしても、それをもって開示請求の対象外としてもよいとする規定は条例その他の法令には存在しない。したがって、本件文書は開示請求の対象であり、官報での公告以外の方法で公開されることは容認できないという審査請求人の主張は法的根拠を欠いている。

また、条例7条では、非開示情報が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならないとしている。会社計算規則 88 条から同規則 94 条では損益計算書に表示しなければならない科目を定めているが、科目名を公にしたとしても、そのことにより事業者の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位を損なうとは言えないため、条例で定める非開示情報には該当しない。実施機関には非開示情報に該当しない情報は開示する義務があるため、損益計算書の科目名を開示する必要がない、同計算書の項目のみとはいえ開示することに合理的な理由がない、という審査請求人の主張は妥当ではない。

ウ したがって、審査請求人が本件処分の取消しを求める主張には理由がない。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 6月26日	諮問
平成30年 8月22日	実施機関から理由説明書收受
平成30年 9月18日	審査請求人から意見書收受
平成30年 9月28日	審議（第192回第二部会）
平成30年10月23日	審議（第193回第二部会）

平成30年11月20日	審議（第194回第二部会）
-------------	---------------

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書並びに実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 東京都中央卸売市場における仲卸業者について

卸売市場条例2条2項によれば、仲卸業者とは、同条例24条1項の規定により都知事の許可を受け、その許可に係る市場内の店舗において、当該市場の卸売業者から卸売を受けた取扱品目の部類に属する物品を仕分けし、又は調製して販売する者をいう。卸売市場条例33条は、仲卸業者は、法人である場合には毎事業年度の末日現在において、個人である場合には毎年12月31日現在において、規則で定めるところにより作成した事業報告書をその日から起算して90日を経過する日までに都知事に提出しなければならない、としている。

イ 本件対象公文書について

本件開示請求は、「築地市場の〇〇仲卸業者『〇〇』が平成26年度、27年度、28年度にそれぞれ提出した『貸借対照表』『損益計算書』の写し。（東京都中央卸売市場条例第33条に定める事業報告書として提出されたもの）」の開示を求めるものである。

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇仲卸業者である〇〇が都知事宛てに提出した事業報告書に添付されている貸借対照表（平成26年8月31日現在、平成27年8月31日現在及び平成28年08月31日現在のもの）及び損益計算書（自平成25年9月1日至平成26年8月31日、自平成26年9月1日至平成27年8月31日、及び自平成27年09月01日至平成28年08月31日のもの）（併せて以下「本件対象公文書」という。）をそれぞれ特定し、このうち貸借対照表については、会社法440条で公告すべきとしている項目や金額以外の部分を、損益計算書については、会社計算規則88条から94条で記載すべきとしている項目以外の部分を、それぞれ条例7条3号に該当することを理由として、一部開示とする決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ウ 審査会の審議事項について

実施機関は、本件開示請求について、本件対象公文書の開示に当たり、審査請求人に条例15条1項に基づく意見照会を行っている。

本件審査請求は、当該意見照会を受けた事業者から提起されたものであり、審査請求の趣旨として、本件一部開示決定を取り消すとの裁決を求めている。

そこで審査会は、本件対象公文書のうち非開示事由に該当しないとした部分について、審査請求人の主張する条例7条3号及び7号に該当するかについて判断する。

エ 条例の定めについて

条例7条3号本文は、「法人（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。）その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「イ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命又は健康を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ロ 違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」、「ハ 事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある侵害から消費生活その他都民の生活を保護するために、公にすることが必要であると認められる情報」のいずれかに該当する情報については、同号本文に該当するものであつても開示しなければならない旨規定している。

条例7条7号は、「都、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの（以下「第三者」という。）が、実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報であつて、第三者における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるものその他当該情報が公にされないことに対する当該第三者の信頼が保護に値するものであり、これを公にすることにより、その信頼を不当に損なうこととなると認められるもの。」を非開示情報として規定している。

また、同号ただし書は、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」については、同号本文に該当するものであっても開示しなければならない旨規定している。

オ 本件一部開示決定の妥当性について

(ア) 条例7条7号該当性について

本件一部開示決定について、審査請求人は、本件対象公文書を開示することは、開示されないことについて信頼を有する他の事業者において、書類の提出の消極化を招き、事業者と実施機関との信頼関係を破壊するおそれがあると主張する。これに対し実施機関は、本件対象公文書は卸売市場条例により提出が義務付けられている、本件対象公文書が開示請求の対象となることについては条例の制定により広く周知されている旨説明する。

これについて審査会が検討するに、条例7条7号は、第三者が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報その他公にされないと第三者が信頼して提供した情報を非開示とする場合の定めであるところ、本件対象公文書は、卸売市場条例33条により、仲卸業者に対して都知事が提出を義務付けている文書の添付書類であることからすると、本件対象公文書について、条例7条7号に該当することを理由として非開示とすべき部分は認められない。

(イ) 条例7条3号該当性について

a 本件一部開示決定について、審査請求人は、会社法440条及び会社計算規則88条から94条までの規定の存在をもって競争上又は事業運営上の地位等を損なうとは言えないとの実施機関の主張について、貸借対照表の要旨の公告は審査請求人が定款で定める方法で足りることとされており、これ以外の方法により第三者への開示を要請していない、損益計算書には会社法上の公表義務はなく、同計算書の項目を開示する合理性理由はない旨主張する。

ところで、株式会社は、法務省令で定めるところにより、各事業年度に係る計算書類等の作成が求められ(会社法435条2項)、定時株主総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない(同法440条1項)。一方、公告方法が官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載する方法である株式会社につ

いては、貸借対照表の要旨を公告することで足りる（同法440条2項）。

また、当該公告に記載すべき科目等については、会社計算規則138条から142条まで及び144条から146条までにおいて定めている。さらに、損益計算書等の勘定科目の区分については、同規則88条から94条までにおいて規定している。

貸借対照表は、一定時点における企業の資産、負債及び純資産の状態を示す計算表とされ、損益計算書は、一定期間の収益と費用を明らかにし、企業の経営成績を報告する計算書とされており、いずれも各勘定科目の金額欄の分析等を行うことで、当該企業の財産状況や経営実態を数字により把握することが可能となり、これにより当該企業の経営方針等を伺い知ることができることとなる。

- b これらを踏まえて本件一部開示決定について検討するに、本件対象公文書のうち貸借対照表3件（平成26年8月31日現在、平成27年8月31日現在及び平成28年08月31日現在）について、勘定科目のうち、資産の部及び負債の部における中科目以下の科目名及び金額並びに純資産の部における小科目名を非開示としている一方、それ以外の大科目の科目名及び金額並びに各部の合計額等については開示することとされている。

このうち実施機関が非開示とした部分を開示すると、各勘定科目の金額欄の分析等を行うことにより、当該企業の財産状況や経営実態を数字により把握することが可能となり、これにより当該企業の経営方針等を伺い知ることができることから、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

しかしながら、貸借対照表の要旨の公告に係る会社法等の規定の趣旨を踏まえると、それ以外の大科目の科目名及び金額並びに各部の合計額等については、これらを公にすることとしても、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められないことから、7条3号に該当せず、開示すべきである。

- c 本件対象公文書のうち損益計算書3件（自平成25年9月1日至平成26年8月31日、自平成26年9月1日至平成27年8月31日及び自平成27年09月01日至平成28年08月31日）について、計上されている勘定科目に係る全ての金額及び各科目のう

ちの中科目以下の科目名（ただし、細科目名については開示している。）を非開示としている一方、それ以外の大科目の科目名等については開示することとしている。

このうち実施機関が非開示とした部分を開示すると、各勘定科目の金額欄の分析等を行うことにより、当該企業の財産状況や経営実態を数字により把握することが可能となり、これにより当該企業の経営方針等を伺い知ることができることから、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められる。

しかしながら、損益計算書の記載内容や会社計算規則の規定の趣旨等を踏まえると、それ以外の大科目の科目名等については、これらを公にすることとしても、当該事業者の競争上及び事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれるとは認められないことから、7条3号に該当せず、開示すべきである。

以上により、条例7条3号及び7号該当性に係る審査請求人の主張にはいずれも理由がないことから、本件対象公文書のうち非開示事由に該当しないとした部分について、実施機関がこれを開示することとした決定は、妥当であると認められる。

カ 審査請求人の主張について

審査請求人は、意見書において、条例の趣旨が都政情報へのアクセスを確保することにより都民の都政参加を進めることにあるとすれば、個別の都民（又は法人）に関する情報については、条例7条各号に掲げられる非開示情報に形式的には該当しなくとも、個別の都民（又は法人）の権利又は法律上保護される利益との関係で、上記趣旨に反しない限り、開示対象としては限定的に解されるべきである旨主張する。

条例7条は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に本条各号のいずれかに該当する情報が記録されている場合を除き、当該公文書を開示しなければならないという原則公開の基本的考え方を定めた上で、同条1号から9号までの非開示事由を規定している。条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の開示を請求する権利を十分に尊重し、非開示とする情報を最小限にすべきという条例の趣旨からすれば、条例7条が定める非開示情報以外に非開示の余地を求める審査請求人の上記主張については、審査会として首肯することができない。

また、審査請求人は、審査請求書、反論書及び意見書においてその他種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、寺田 麻佑、野口 貴公美、森 亮二